

岡崎市防災基本条例(素案)に対するご意見と市議会の考え方

No.	意見	市議会の考え方
1	<p>【南海トラフ／被害想定の見直し】 新聞等で報道されていましたが、南海トラフ地震の規模、想定される被害が大幅に見直され、愛知県も被害予想の見直し作業に着手した、といった内容が掲載されていました。 今回作成されています防災基本条例の前文には東南海・南海地震についての記述はありますが、南海トラフの地震想定の見直しを反映させないのでしょうか。</p>	<p>現在策定中の防災基本条例は理念条例であり、防災・減災対策を講ずる際の根拠法令となるものです。 具体的な被害想定に基づいた対策を定めた条例ではありませんが、内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会で被害想定の見直しがなされたことは承知しており、条例への反映について検討を進めます。</p>
2	<p>第23条、「市及び議会」は災害復興の事業計画を策定し、「市民及び事業者」と協力し、復興に努めなければならない、との表記があります。 東日本大震災でも沿岸部の町では、長く住んでいる町を元のように復旧するのか、津波の心配のない高台に町を移転させるのか、市民の意見が分かれていると聞きます。災害で被害を受けた町の再建には市民の意見を取り入れることは重要であると思います。しかしこの条例素案では市民の意見が軽視されているように見えますが、災害復興の事業計画に市民の意見を取り入れるような仕組みが必要だと思えます。</p>	<p>岡崎市地域防災計画において復興計画の策定から震災復興事業の実施までについての具体的な考え方を示しております。 災害発生時、復興のための計画を立てるに当たっては、市民の意見を集約することが重要であると認識しています。今回お示しいたしました条例(素案)では誤解を招く表現となっているため、頂戴したご意見を反映させることを検討します。</p>
3	<p>【災害時要援護者】 第10条「災害時要援護者への配慮」のなかで、「市民等、事業者及び市は、災害時に避難等に援護を要する災害時要援護者に配慮した対策に努める」としているが、次の項目において災害時要援護者の協力の下～としている。災害時に援護が必要となるものに協力を求めることに違和感がある。</p>	<p>この協力は情報収集という意味を含んでいます。個人情報にかかわるところなので本人の協力、理解、承諾が必要となるため、本人が理解して情報を提供していただかないと支援ができないということから、自助の思いを入れております。</p>
4	<p>【防災訓練】 この条例素案では災害時には自助・共助が重要ということが書かれているが、現実的には防災訓練等を行っても参加するものが非常に少ないのが現状である。自助・共助の考え方を理解し、防災訓練に積極的に参加してもらえるように、第12条の市民、事業者の条項を防災訓練に参加しなければならない、というような厳しい文言にしたほうがよろしいかと思う。</p>	<p>現在、行政が行う「公助」としては、地域防災計画による体制整備がなされています。しかし、災害直後の身の安全は、自らで守らなくてはならず、また、行政の手が差し伸べられるまで、近隣住民同士の助け合いが大切になります。この条例により、「自助」や「共助」の考えを市民の皆様一人ひとりに持っていただき、防災意識の向上が図られればと思います。</p>
5	<p>【地域ごとの計画】 旧岡崎市と旧額田町では地域の特性が異なり、想定される被害も全く違うものとなる。地域ごとに計画をしなければ条例を策定しても活かされてこないと思うが、今後詳細なものはでくるのか。</p>	<p>現在策定中の防災基本条例は理念条例であり、防災・減災対策を講ずる際の根拠法令となるものです。 条例の中身を市民の皆様によりご理解いただけるよう、具体的な項目やイラストなどを入れた説明パンフレットの作成を予定しています。</p>
6	<p>【第8条:情報の伝達収集について】 もう少し具体的な収集伝達方法を示すべき。災害対策本部などで情報入出を一本化して集中監視する情報システムの構築を図る。 【第3章応急対策について】 警察との連携について抜けている。連携の条項を設け、災害時の交通規制や道路使用、また防犯体制等について協定等の策定の推進が必要 【市の災害対策について】 防災リーダーの育成や防災ボランティア用識別ワッペンなど予め作成しておく。消毒の問題、保健所の対応には課題あり。伝染病予防対策と同様に準備しておくべし。その他給水、ごみ収集など課題は多い。</p>	<p>【8条】 情報通信システムの整備をはじめ、情報通信ネットワークの整備については、地域防災計画の中でその考えが示されています。 【3章】 応急対策につきまして、御意見をいただきましたように警察との連携の必要性は感じておりますので、委員会で検討したいと思います。 【市の災害対策】 現在策定中の防災基本条例は理念条例であり、防災・減災対策を講ずる際の根拠法令となるものです。 ご指摘にあります具体的な施策等が推進されていくことが本条例の目指すところです。</p>